

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年8月11日、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県庁外来駐車場の駐車区画外に駐車していた『××××』及び『××××』の利用目的がいわゆる商用であるとの回答が平成15年6月20日(金)に総務室よりあった経緯を踏まえ、当該事実が客観的に判断できる記録。なお、当該車両についての最近の利用目的(商用等)を明らかにする文書でも構わない。」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「広島県庁外来者駐車場の駐車区画外に駐車していた特定車両の利用目的についての記録」(以下「本件対象文書」という。)について、不存在であることを理由とする不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成15年8月22日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年9月22日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示の決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関(総務室)は、開示請求書に記載した2台の車両(以下「特定車両」という。)が商用目的で区画外に駐車していたことを明確に電話で回答した。当

該回答は、異議申立人が匿名により事実関係を問いただした際、実施機関の職員が駐車記録を確認した上で回答したものであり、当該回答内容を記録した文書（苦情に対する対応記録）は、必ず作成しているはずであり、また、回答する際には、特定車両が商用目的であったことを確認した資料等が記述（添付）されているはずである。

記録した文書が何もないとする実施機関の不当な通知は、言い換えれば、商用目的であることを何も確認する文書等がなかったにもかかわらず、商用目的であると断定して回答したことになる。

特定車両は、配達や工事等の業務のために一時的に駐車しているものではなく、乗用車で会社名等の表示もなく、何をもって商用目的と回答するのか、「商用」という定義を、実施機関は明確に説明すべきである。

実施機関は、理由説明書に「県庁外来者駐車場では、利用者に駐車整理票の記入をお願いしている」と明記しているが、商用目的の車両については、駐車整理票の記載を求めている現実があるにもかかわらず、異議申立書の趣旨に記載した内容を全く無視した理由説明を行っている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書を不存在とした理由などについては、おおむね次のとおりである。

県庁外来者駐車場（以下「駐車場」という。）で必要となる緊急時等の場合の対応については、文書で対応策の決裁を行うような時間もなく、口頭報告・決裁により、速やかにその場に即した対応を求められる性格のものであり、かつ、それで十分である。駐車場では、利用者に駐車整理票の記入をお願いしているが、これは利用当日の緊急時等の連絡のため徴しているもので、様式には利用目的の記載欄はない。出場していない車両以外の駐車整理票は即日廃棄している。

県庁に物品を納入する業者の車両（以下「納入車両」という。）については、物品を納入するだけの一時的な利用に限られることから、駐車整理票の記入は求めている。

特定車両の駐車の利用目的についての照会（以下「本件照会」という。）があった際、駐車している場所が、駐車場のうち県庁南館東側にある特定区画（以下「納入車両用区画」という。）であると聞いた。この納入車両用区画は、納入車両が駐車する場所であり、それ以外の車両が駐車する可能性は低いことから、特定車両を納入車両であると推測したが、念のため、物品契約担当室である出納長室用度室（以下「用度室」という。）に口頭で照会を行った。

この照会に対して、用度室から「車両が止まっているみたいだ。納入業者だと

思う。」との回答があったため、特定車両が納入車両であると判断し、本件照会に対して、「業者の車であり、商用であろう。」と回答した。

本件照会に係る用度室への照会及び対応に関しては、文書は作成していない。これは、駐車場の管理上、特定車両に特に大きな問題があるとは認識していなかったし、本件照会への回答は事実の回答に過ぎないので、このような取扱いを行ったものである。

特定車両の最近の利用目的を記録した文書についても、そもそも特定車両に問題があるとは認識していないので、追跡調査を行うことはしていないため、作成していない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、異議申立人が駐車場の駐車区画外に駐車していた特定車両について行った照会に対し、実施機関の職員が、特定車両は「業者の車であり、商用であろう。」と電話で回答したことを受けて、その事実を客観的に判断できる文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書を作成していないため存在しないと主張している。

2 本件処分の妥当性について

実施機関によると、納品等のために短時間利用する業者については、一般の来庁者と異なり、駐車整理票の記載を求めることなく、一般の駐車区画とは別の納入車両用区画に駐車させており、異議申立人から照会のあった特定車両については、この納入車両用区画に駐車していたことから、用度室に念のため確認した上で、「商用であろう。」と異議申立人に回答したということである。

異議申立人は、「当該回答は、異議申立人が匿名により事実関係を問いただした際、実施機関の職員が駐車記録を確認した上で回答したもの」と述べているが、納入車両については、駐車整理票の記載を求めているのであるから、そもそも駐車記録は存在しないものである。

また、異議申立人は、「回答内容を記録した文書（苦情に対する対応記録）は、必ず作成しているはずであり、また、回答する際には、該当車両が商用目的であったことを確認した資料等が記述（添付）されているはずである。」と主張している。

確かに、実施機関は平成15年6月20日に異議申立人との間で電話で行ったやり取りについて聞取票を作成しているが、この聞取票には、特定車両が商用であったことを確認した旨の記述はないし、また、その資料等も添付されていない。なお、この聞取票については、異議申立人からの別の開示請求に基づいて、全部

開示しているところである。

また、本件請求では、「記録については、当該車両についての最近の利用目的（商用等）を明らかにする文書でも構わない。」と記載されているが、実施機関は特定車両に特段問題があると考えていなかったのであるから、その後、特定車両について追跡調査等をせず、それに関する文書を作成していないというのも不自然ではない。

以上を総合すると、駐車場所等の状況から特定車両が納品等を目的とした商用であろうと判断したのであって、そのことを客観的に判断できる文書を作成していないとする実施機関の一連の説明に不合理な点は見当たらない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他駐車場の管理方法について種々主張しているが、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15 . 10 . 20	・ 諮問を受けた。
15 . 11 . 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
15 . 12 . 22	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
16 . 1 . 9	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16 . 2 . 23	・ 異議申立人から意見書を收受した。
16 . 2 . 27	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
17 . 10 . 25 (平成 17 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
17 . 11 . 21 (平成 17 年度第 4 回第 1 部会)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
17 . 12 . 21 (平成 17 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 1 . 27 (平成 17 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光 平成 17 年 12 月 1 日から	弁護士
神 谷 遊	広島大学大学院法務研究科教授
真 田 文 人	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院社会科学研究科教授
馬 場 則 行 平成 17 年 11 月 30 日まで	弁護士